

No.	項目	質問	回答
1	申請	1事業実施主体当たりの補助金の上限額および下限額はあるのか。	1事業実施主体当たりの補助金の上限額は40万円、下限額は5万円です。(補助対象となる事業費の上限額は80万円でありそれを超える部分は自己負担になります。下限額10万円で、2分の1以内補助)
2	申請	事業費は、消費税込みで申請してよいのか。	本事業については、令和3年度から消費税及び地方消費税は補助対象外となりました。税抜きの金額で申請を行ってください。
3	申請	区市町村が事業実施主体となり、複数の農業者をまとめて申請する場合、区市町村としての補助金上限額が40万円となるのか。	区市町村を経由して申請する場合も、1受益者(1農業者)あたりの補助金上限額が40万円となります。
4	申請	申請は区市町村を通して行わなくてもできるのか。	本補助事業は、区市町村を経由して申請することも、受益者(農業者)が直接、東京都に申請することも可能です。その場合の申請窓口は、農業振興事務所となります。
5	申請	事業内容を業者に委託する場合とは、具体的にどのようなことか。	受益者自らが実施せず、施設の補修や残留農薬検査などを業者に委託する場合はあります。
6	申請	分析業務などを業者委託する際、業者選定の合理的な説明資料は、業者委託の内容や金額の多寡に関わらず必要か。	業者への委託の内容や金額の多寡に関わらず、2者程度の見積書など、なぜその業者を選定したのかがわかる資料が必要です。
7	申請	事業実施計画書の添付書類の、「認証取得に向け、指導を受けていることが分かる資料」とは具体的にどのようなものか。	農業改良普及センター等による指導状況(日時、担当指導員名、指導内容)などが記載された資料をさします。
8	申請	事業実施計画の別紙「受益者の農業経営の概要」について、農業経営の内容は、東京都GAPの対象となっている圃場や品目のみを記入すれば良いのか。	別紙については、東京都GAPの認証申請前の農業者に提出いただくため、経営全体がわかるよう、全ての作物や圃場について、記載していただきます。
9	申請	東京都GAPの認証を取得済みの農業者も、本事業の対象経費は全て、補助対象になるか。	PDCAサイクルに基づき、よりよい農業をめざすというGAPの考え方をもとに、東京都GAPの管理基準を維持するうえで必要と判断されるものであれば、実施要領別表1に掲げるいずれの経費も補助対象となります。
10	申請	クレジットカードで経費を支払った場合も補助対象になるか。	透明性、客観性等の観点から、支払いは原則として、金融機関からの振込もしくは現金による支払いとしてください。また、支払いを証明する書類(領収書等)を添付してください。また、同様の理由でポイントカード等の利用もできません。

No.	項目	質問	回答
11	申請	事業計画書に記載する取組は、複数でもいいのか。	事業計画に記載された内容がすべて東京都GAPの認証を取得するもしくは維持するために必要と判断されるものであれば、複数の取組でも構いません。
12	実績	残留農薬分析や水質分析について、補助金交付要綱別紙様式第8号、実績報告書に添付する成果物とはどのようなものか。	分析結果を証明する書類の写しをさします。
13	実績	補助金交付要綱別紙様式第8号、実績報告書に添付する、支出を証明する書類は、納品書や購入伝票などでも良いのか。	支出が完了したことを確認した上で、補助金を交付するため、領収書の添付が必須になります。
14	要件	すでに民間認証GAPを取得している農業者が、東京都GAPを取得する場合は対象となるのか。	民間認証GAPの取得の有無に限らず、東京都GAPを取得しようとする者は、本事業の対象となります。
15	要件	農業者2名で事業費10万円になる場合は、事業実施主体になれるのか。	1受益者当たりの最低事業費が10万円であるため、2名の合計が10万円の場合は本事業の対象にはなりません。
16	要件	農業を営む株式会社は事業実施主体になれるのか。	株式会社を含め、農業法人も事業実施主体になることができます。
17	要件	農業高校等の教育機関は事業実施主体になれるのか。	本事業は、農業者を対象としており、農業高校等の教育機関は事業実施主体にはなれません。
18	要件	交付決定前に実施(施設の整備、備品の購入など)したものは、補助対象になるのか。	交付決定前に実施したものは対象になりません。本事業の対象になるのは、交付決定を受けてから事業実施したものに限られます。GAP認証を既已取得している方が過去に整備した施設や備品の費用も、対象にはなりません。
19	要件	当年度内に完了したが、業者への支払処理が次年度となるものは補助対象となるのか。	支払処理も含めて、当年度内に完了した上で、実績報告書を提出していただきます。支払処理が次年度となるものは補助対象とならないため、本人負担となります。
20	要件	やむを得ない事情により、東京都GAPの取得が不可能となった場合、当事業の補助金は返還となるのか。	原則として、事業の実施中に東京都GAPの取得が不可能となった場合は、事業の中止(廃止)承認申請書を提出していただきます。なお、既に補助金を受領した後に、東京都GAPの取得が不可能となった場合は、補助金の交付決定を取り消すとともに、補助金の返還を命じます。

No.	項目	質問	回答
21	経費	作業場等の施設を新設する場合は、補助対象となるのか。	既存の作業場、保管施設等の施設が、東京都GAPの管理基準を満たさない場合には、新設や建て替えも補助対象となります。
22	経費	すでに所有している施設の修繕や農機具の修理などを行う場合は、補助対象となるのか。	通常の栽培管理で必要となる修繕や修理については対象となりませんが、東京都GAPの管理基準を満たすために必要な場合、すでに所有している施設の修繕や、農機具等の改修も補助対象となります。
23	経費	すでに所有しているパソコンを買い替える場合も補助対象となるのか。また、農場管理用のソフトウェアは補助の対象となるか。	同等の機能のパソコンに買い替える場合は、補助対象となりません。生産履歴の記帳等のため、より高スペックのパソコンに買い替える必要がある場合には、補助対象となります。また、農場管理用に台帳を作成するためのソフトウェアなどは補助対象となります。
24	経費	ドリフト対策として、農薬の飛散防止ネット等の遮蔽資材を購入する場合、補助対象となるのか。	対象となります。但し、当面使用する資材の購入に限ります。消耗品については、資材の買ひだめは補助対象としません。
25	経費	灌水設備など、施設の附帯設備は、補助対象となるのか。	井戸や水道の新設や灌水チューブの購入などは農業生産上当然に必要なものであり、本事業の対象にはなりませんが、水質改善のために必要な措置（浄化装置の設置など）は、補助対象となります。
26	経費	不要となった農薬や廃プラスチックの廃棄処理にかかる費用は、補助対象となるのか。	通常の栽培管理で生じる廃棄処理については対象となりませんが、東京都GAPの管理基準を満たすための調整・出荷・保管施設の整備と併せて廃棄するものについては、補助対象となりうるため、事案によって可否を判断します。
27	経費	危険を知らせる看板などを設置する場合、補助対象となるのか。	自分で作成できる簡易なものについては、補助対象としませんが、公道に面して注意喚起が必要なもので、長期に亘って表示するものについては、補助対象となりうるため、事案によって可否を判断します。
28	経費	財産管理台帳の作成が必要なのはどのような場合か。	財産管理台帳への記載が必要な場合は、 (1) 不動産 (2) 不動産の従物 (3) 取得価格又は効果の増加額が単価50万円以上の工作物、機械及び器具のうち、耐用年数を経過しないものとなります。 上記に該当しないものについては、台帳への記載の必要はありません。 ただし、当事業によって取得等を行った財産の管理及び効率的な運営については、金額の大小に関わらず実施してください。

No.	項目	質問	回答
29	経費	財産管理台帳に記載する耐用年数はどのように設定するのか。	当事業の対象となる主な財産の耐用年数については、一覧表を確認ください。表に該当するものがない場合、東京都の窓口までご連絡ください。
30	他	本事業の審査会は年に何回ほど開催する予定か。また、1回あたりの審査件数は決まっているのか。	審査会は事業実施計画書の提出状況に応じて、年間数回の開催を予定しています。1回あたりの審査件数に制限はありませんが、補助金の申請額が予算額を満たした時点で、審査会の開催は終了とします。
31	他	本事業の補助を受けて施設整備や水質検査などを行う場合、それらが完了していないと、東京都GAPの申請はできないのか。	事業完了後に東京都GAPの申請をすることが望ましいですが、東京都GAPの管理基準をどの程度満たしているかは、個別案件によって判断するため、事業の完了を待たずに、東京都GAPの申請が可能な場合もあります。
32	他	事業実施計画の承認後、交付申請までに新たに必要な取組(補助対象となる取組)が生じた場合、交付申請書に記載してよいか。	事業実施計画の承認後、実施要領別表1に記載のある事業項目を新たに事業対象として追加して申請する場合は、事業実施計画の変更が必要になります。
33	他	本事業で整備した施設や備品を譲渡したり、廃棄することは可能か。	補助金を受けて取得した財産については、東京都補助金交付規則に基づいて、財産処分の承認が必要となります。ただし、耐用年数を経過している場合など、例外規定があります。詳細は、個別にご相談ください。
34	他	過去、本事業の補助金を活用したことがあるが、令和3年度も申請は可能か。	申請内容が東京都GAPの管理基準を維持するうえで必要と判断されるものであれば、令和3年度も申請が可能です。ただし、過去に本事業でパソコンを1台購入し、令和3年度に追加でもう1台購入するなど、過剰と思われる環境整備に関しては、対象となりません。